3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100－8950 東京都千代田区霞が関１－２－１　農林水産省総合食料局総務課経理室調達第１係　見城　孝之　電話03－3502－7673（直通）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から平成22年２月23日まで、上記３の⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成22年２月２日午後２時　農林水産省総合食料局第６会議室（本館６階　ドア№.本604）
⑷　入札書及び総合評価のための書類等の受領期限　平成22年２月24日午後５時
⑸　開札の日時及び場所　平成22年３月２日午前11時　農林水産省総合食料局第６会議室（本館６階　ドア№.本604）
4　総合評価のための書類等の審査
入札者が提出した総合評価のための書類等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類及び競争参加資格に関する証明書を添付して上記３⑷に示す期日までに提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札条件に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Takahashi Director-General of the General Food Policy Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : The system operation support services of the General Food Policy Bureau information management system. 1 set
⑷　Fulfillment period : From 1 April 2010 through 31 March 2011
⑸　Fulfillment place : The General Food Policy Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the Consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade A or B in terms of the qualification “provision of services” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2007, 2008 and 2009,
④　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM, 24 February, 2010
⑻　Contact point for the notice : Takayuki Kenjo, Contract Section, Accounts Office, Administration Division, General Food Policy Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1—2—1 Kasumigaseki Chiyodaku, Tokyo 100—8950 Japan. TEL 03—3502—7673 (direct)

○第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
総合食料局情報管理システムの保守の請負業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで
⑸　履行場所　農林水産省総合食料局
⑹　入札方法　第１号に同じ
2　競争参加資格　第１号に同じ
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　第１号に同じ
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から平成22年２月24日まで、上記３の⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成22年２月３日午後２時　農林水産省総合食料局第６会議室（本館６階　ドア№.本604）
⑷　入札書及び総合評価のための書類等の受領期限　平成22年２月25日午後５時
⑸　開札の日時及び場所　平成22年３月３日午前11時　農林水産省総合食料局第６会議室（本館６階　ドア№.本604）
4　総合評価のための書類等の審査　第１号に同じ
5　その他　第１号に同じ
6　Summary
⑴, ⑸, ⑹ and ⑻　The same with the notice above (No. 1)
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Contract business of maintenance of the General Food Policy Bureau information management system. 1 set
⑷　Fulfillment period : From 1 April 2010 through 31 March 2011
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM, 25 February, 2010

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年１月４日
支出負担行為担当官
特許庁総務部会計課長　寺嶋　　充
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量
特実意匠文献サーバ　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び調達仕様書による。
⑷　借入期間　平成23年１月４日から平成27年１月４日まで。ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該借入期間を変更することがあり得る。
⑸　借入場所　調達仕様書による。
⑹　入札方法　入札金額は１か月の借入金額を記載すること。なお、本件については総合評価方式をもって落札決定とするので、入札に際して性能、機能及び技術等に関する機能証明書を提出し技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。